

令和4年4月26日

第455回白石市議会臨時会議案

目 次

第 28 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号） （令和 3 年度白石市一般会計補正予算）	・・・ 1
第 29 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号） （白石市市税条例等の一部を改正する条例）	・・・ 2
第 30 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号） （白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	・・・ 11
第 31 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号） （令和 3 年度白石市一般会計補正予算）	・・・ 13
第 32 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号） （令和 3 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算）	・・・ 14
第 33 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号） （令和 3 年度白石市介護保険特別会計補正予算）	・・・ 15
第 34 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 8 号） （令和 3 年度白石市下水道事業会計補正予算）	・・・ 16
第 35 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 9 号） （令和 4 年度白石市一般会計補正予算）	・・・ 17
第 36 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 10 号） （令和 4 年度白石市水道事業会計補正予算）	・・・ 18

第 28 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市一般会計補正予算（専決第 2 号）

（令和 4 年 3 月 18 日専決）

令和 4 年 4 月 26 日

白石市長 山 田 裕 一

第 29 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市市税条例等の一部を改正する条例（専決第 3 号）

（令和 4 年 3 月 31 日専決）

令和 4 年 4 月 26 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市市税条例等の一部を改正する条例

(白石市市税条例の一部改正)

第1条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第32条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第32条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第33条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第 3 5 条の 3 第 2 項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第 3 項中「附記し」を「付記し」に改める。

第 3 5 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 3 1 3 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が 1 3 3 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名

第 3 5 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 5 2 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第 4 7 条第 9 項中「第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 2 項」に、「同条第 6 0 項」を「同条第 6 2 項」に改め、同条第 1 5 項中「第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 7 1 項」に改める。

第 5 2 条の 7 中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 1 5 年度」を「令和 2 0 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3項ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定

申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第２４条（見出しを含む。）中「附則第１５条第１６項」を「附則第１５条第１５項」に改める。

附則第２５条（見出しを含む。）中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改める。

附則第２６条（見出しを含む。）中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

附則第２７条（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に改める。

附則第４１条を削り、附則第４０条を附則第４１条とし、附則第３９条を附則第４０条とする。

附則第３８条中「第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」を「第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項」に改め、同条を附則第３９条とする。

附則第３７条中「附則第２９条及び第３１条」を「附則第３０条及び第３２条」に、「附則第２９条及び第３２条」を「附則第３０条及び第３３条」に、「第３２条及び第３３条」を「第３１条、第３３条及び第３４条」に、「附則第３２条から第３４条まで」を「附則第３３条から第３５条まで」に、「附則第３４条の「農地」」を「附則第３５条の「農地」に、「附則第３４条の「前年度分の」」を「同条の「前年度分の」に、「附則第３５条」を「附則第３６条」に改め、同条を附則第３８条とする。

附則第３６条中「附則第３４条」を「附則第３５条」に改め、同条を附則第３７条とし、附則第３５条を附則第３６条とし、附則第３４条を附則第３５条とする。

附則第 33 条中「附則第 29 条」を「附則第 30 条」に改め、同条を附則第 34 条とする。

附則第 32 条中「附則第 29 条」を「附則第 30 条」に改め、同条を附則第 33 条とする。

附則第 31 条中「附則第 29 条」を「附則第 30 条」に改め、同条を附則第 32 条とし、附則第 30 条を附則第 31 条とする。

附則第 29 条中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」を加え、同条を附則第 30 条とする。

附則第 28 条を附則第 29 条とし、附則第 27 条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

第 28 条 法附則第 15 条第 44 項に規定する条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

（白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 白石市市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年白石市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち白石市市税条例第 35 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第 2 条第 3 項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第 24 条第 2 項、第 35 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 1 条中白石市市税条例第 35 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項

並びに第35条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第41条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中白石市税条例第32条第4項及び第6項、第33条の8第1項及び第2項、第35条の2第1項ただし書及び第2項、第35条の3第2項及び第3項並びに第52条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（白石市市税条例附則第2条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中白石市市税条例第18条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の白石市市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の白石市市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の白石市市税条例（次項において「旧条例」という。）第35条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受け

るべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の白石市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市（町・村）民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 3 0 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第 4 号）
（令和 4 年 3 月 3 1 日専決）

令和 4 年 4 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和３０年白石市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６３万円」を「６５万円」に改め、同条第３項ただし書中「１９万円」を「２０万円」に改める。

第２３条第１項中「６３万円」を「６５万円」に、「１９万円」を「２０万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 3 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市一般会計補正予算（専決第 5 号）

（令和 4 年 3 月 3 1 日専決）

令和 4 年 4 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 6 号）
（令和 4 年 3 月 3 1 日専決）

令和 4 年 4 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 3 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市介護保険特別会計補正予算（専決第 7 号）

（令和 4 年 3 月 3 1 日専決）

令和 4 年 4 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 4 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市下水道事業会計補正予算（専決第 8 号）

（令和 4 年 3 月 3 1 日専決）

令和 4 年 4 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 5 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年度白石市一般会計補正予算（専決第 9 号）

（令和 4 年 4 月 8 日専決）

令和 4 年 4 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 6 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年度白石市水道事業会計補正予算（専決第 1 0 号）

（令和 4 年 4 月 8 日専決）

令和 4 年 4 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一